

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成 17 年厚生労働省告示第 112 号)別表の 50  
付帯的な機能リスト(手動式オーゾメータ等)

No.	機能名称	機能の定義	備考[承認又は許可番号]
	検査機能		
1	スクリーニング検査	特定の検査音を発生しその検査結果を記録する。	13BZ0527
	分析/補助的機能		
2	環境騒音モニター	検査に適する環境であるかどうかの判断に用いる。	13BZ0527
3	リモコン機能	検査の開始、終了、中断等の信号を入力し、リモコン操作を行うための端子の機能。無線を用いるものを除く。	20900BZZ00819000
	情報処理機能		
4	検査結果のグラフィック表示	検査結果を CRT ディスプレイや液晶ディスプレイにグラフィカルに表示する。	20900BZZ00819000
5	検査結果の数値による表示	検査結果を数値として文字で表示する。	20900BZZ00819000
6	検査結果の印刷	検査結果を内蔵プリンタや外部プリンタ等に印刷する。	20900BZZ00819000
7	検査結果のデータ出力端子	検査結果を電気信号として端子に出力する。多くは符号化されたデジタルデータである。	20900BZZ00819000
8	患者情報の入力	患者の ID、氏名等を入力し表示、印刷、記録等を行う。カードリーダーを含む。	20900BZZ00819000